

平成 28 年 4 月 27 日

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会資料

公益財団法人青森県りんご協会  
総括主管 奈良正史

1.本会の取り組み

(1) 過去の定時総会時に掲げたスローガン

- ① 「りんごジュースの原料原産地表示の義務化を国に求めよう」平成 21 年度
- ② 「りんごジュース原料・原産地の早期義務化を求めよう」平成 23 年度
- ③ 「原料・原産地表示の早期義務化を求めよう」平成 24 年度
- ④ 「原料・原産地表示義務化で消費者の安全・安心を守ろう」平成 27 年度

(2) 国に対するりんご加工品の原料原産地表示を求める要請書の提出

- ①平成 23 年 6 月 10 日、農林水産省へ提出
- ② 〃 24 年 5 月 28 日、農林水産省へ提出
- ③ 〃 27 年 5 月 26 日、農林水産省並びに県選出国會議員へ提出

2.本会の意見

(1) 国民に対する食の安全・安心は加工食品を提供する視点から見て、りんご果汁の原料原産地表示義務化は必要不可避の問題と考える。

(2) 大きく表示（国内、国外）では、どの国でどんな問題が発生しても選択条件に含めることができず、消費者の不安をあおるばかりか、消費の低迷にもつながりかねない問題を含んでおり、看過できない。

(3) T P P（環太平洋経済連携協定）参加により、これまで以上に輸入果汁が増加することは明白であり、原産地表示がないままでは消費者の選択の権利は脅かされたままとなる。

また、輸入果汁の場合、加工・製品化の過程で原産国の含有割合が不明になる場合も考えられるが、その際は「原産地不明」と明記すべきである。

以上の観点から、加工食品の原料原産地表示は必要不可欠であると考えます。